

第37回 埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議 次第

日時 令和3年7月7日(水)

16時30分～18時00分

会場 庁議室

1 開会

2 議事

新型コロナウイルス感染症 現状の分析・評価と今後の対応

3 閉会

配布資料一覧

- 1 出席者名簿
- 2 ご議論いただきたいポイント
- 3 配席図
- 4 埼玉県新型コロナウイルス専門家会議設置要綱
- 5 説明資料1 PCR検査等の現状
- 6 説明資料2 陽性率の推移
- 7 説明資料3 陽性者数と退院・療養終了者数の推移
- 8 説明資料4 病床使用率の推移
- 9 説明資料5 年齢別内訳
- 10 説明資料6 感染経路内訳（判明日ベース）
- 11 説明資料7 人口10万人あたりの新規陽性者数等（1週間ごと）
- 12 説明資料8 ステージ指標の推移について
- 13 説明資料9 発症日別分析等

- 14 説明資料 10 変異株について
- 15 説明資料 11 ワクチン接種状況について
- 16 説明資料 12 高齢者施設の感染状況
- 17 説明資料 13 人流の状況について
- 18 説明資料 14 東京都と埼玉県の新規陽性者数比較
- 19 説明資料 15 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 6 項に基づくまん延防止等重点措置の公示を行うことに係る要請について
- 20 説明資料 16 埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について（案）
- 21 説明資料 17 7 月 1 2 日以降の県立学校の対応

埼玉県新型コロナウイルス専門家会議出席者名簿

【委員（敬称略 五十音順）】

池田 一義	一般社団法人埼玉県商工会議所連合会 会長（WEB 参加）
岡部 信彦	川崎市健康安全研究所 所長（WEB 参加）
川名 明彦	防衛医科大学校 教授（WEB 参加）
小谷野 和博	埼玉県中小企業団体中央会 会長（WEB 参加）
近藤 嘉	日本労働組合総連合会埼玉県連合会 会長（WEB 参加）
坂木 晴世	国際医療福祉大学大学院 准教授（WEB 参加）
讃井 将満	自治医科大学附属さいたま医療センター 副センター長（WEB 参加）
竹田 晋浩	かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長（WEB 参加）
松田 久美子	埼玉県看護協会 会長（WEB 参加）
光武 耕太郎	埼玉医科大学国際医療センター 教授（WEB 参加）
三村 喜宏	埼玉県商工会連合会 会長（WEB 参加）

【県側参加者】

大野 元裕	知事
高田 直芳	教育長（WEB 参加）
安藤 宏	危機管理防災部長（WEB 参加）
山崎 達也	福祉部長（WEB 参加）
関本 建二	保健医療部長
星 永進	保健医療部 参事
本多 麻夫	保健医療部 参事
板東 博之	産業労働部長（WEB 参加）
岸本 剛	衛生研究所 副所長

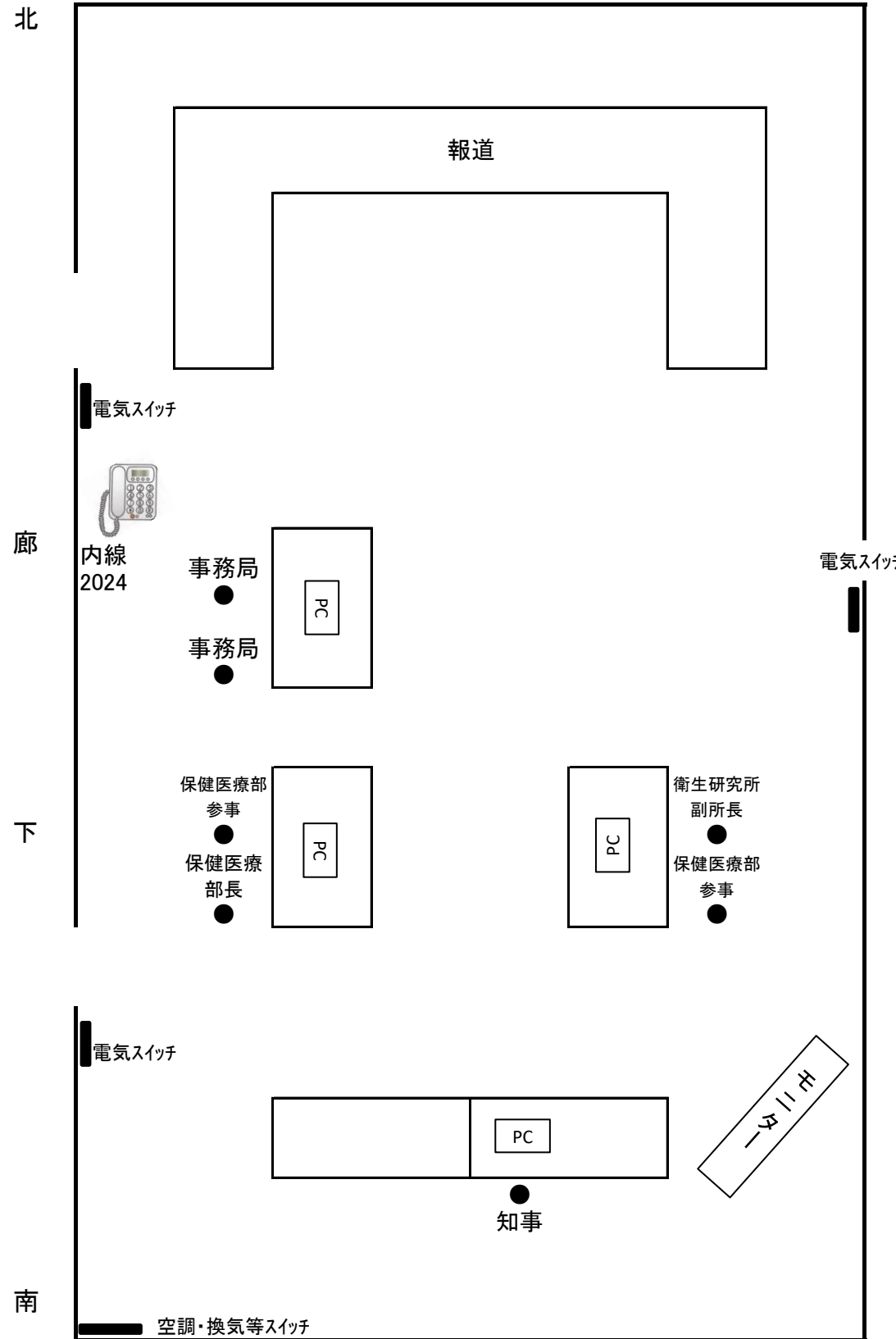
ご議論いただきたいポイント

埼玉県現状分析・評価を踏まえた今後の対応について

ア 現状の分析・評価

イ 7月12日以降の対策について

庁議室配席図



埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議設置要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症等の発生状況等を踏まえ、本県の実情に合った対策を検討するために、県内外の専門家からなる「埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議」（以下「専門家会議」という。）を設置する。

(項目)

第2条 専門家会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等に関する県の医療体制に関すること
- (2) 今後取り組むべき感染拡大防止策に関すること
- (3) その他必要とする項目に関すること

(組織)

第3条 専門家会議は、別表1、2に掲げるメンバーをもって構成する。

2 主宰は知事が行う。

3 主宰に事故あるとき又は主宰が欠けたときは、主宰があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 専門家会議は主宰が招集し、意見を聴く項目を提示し、会の進行を行う。

2 新型コロナウイルス感染症特別措置法に基づく措置等、感染拡大防止策のうち、県内経済に重大な影響を及ぼす項目に対する意見を聴取する場合には、別表1に加え別表2のメンバーを招集し会議を開催する。

(会議の公開・非公開)

第5条 専門家会議は原則非公開とする。

(事務局)

第6条 専門家会議の庶務は、保健医療部保健医療政策課において処理する。ただし、別表2のメンバーに係る庶務は、産業労働部産業労働政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、主宰が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月27日から施行する。
附則
この要綱は、令和3年4月8日から施行する。
附則
この要綱は、令和3年4月30日から施行する。
附則
この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係) (五十音順)

岡部 信彦	川崎市健康安全研究所 所長
金井 忠男	埼玉県医師会 会長
川名 明彦	防衛医科大学校 教授 ＜内科学（感染症・呼吸器）＞
坂木 晴世	国際医療福祉大学大学院 准教授 ＜医療福祉学研究科 保健医療学専攻 看護学分野＞ 感染症看護専門看護師
讚井 将満	自治医科大学附属さいたま医療センター 副センター長
竹田 晋浩	かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長
松田 久美子	埼玉県看護協会 会長
光武 耕太郎	埼玉医科大学国際医療センター教授 ＜感染症科・感染制御科＞

別表2（第3条関係）（五十音順）

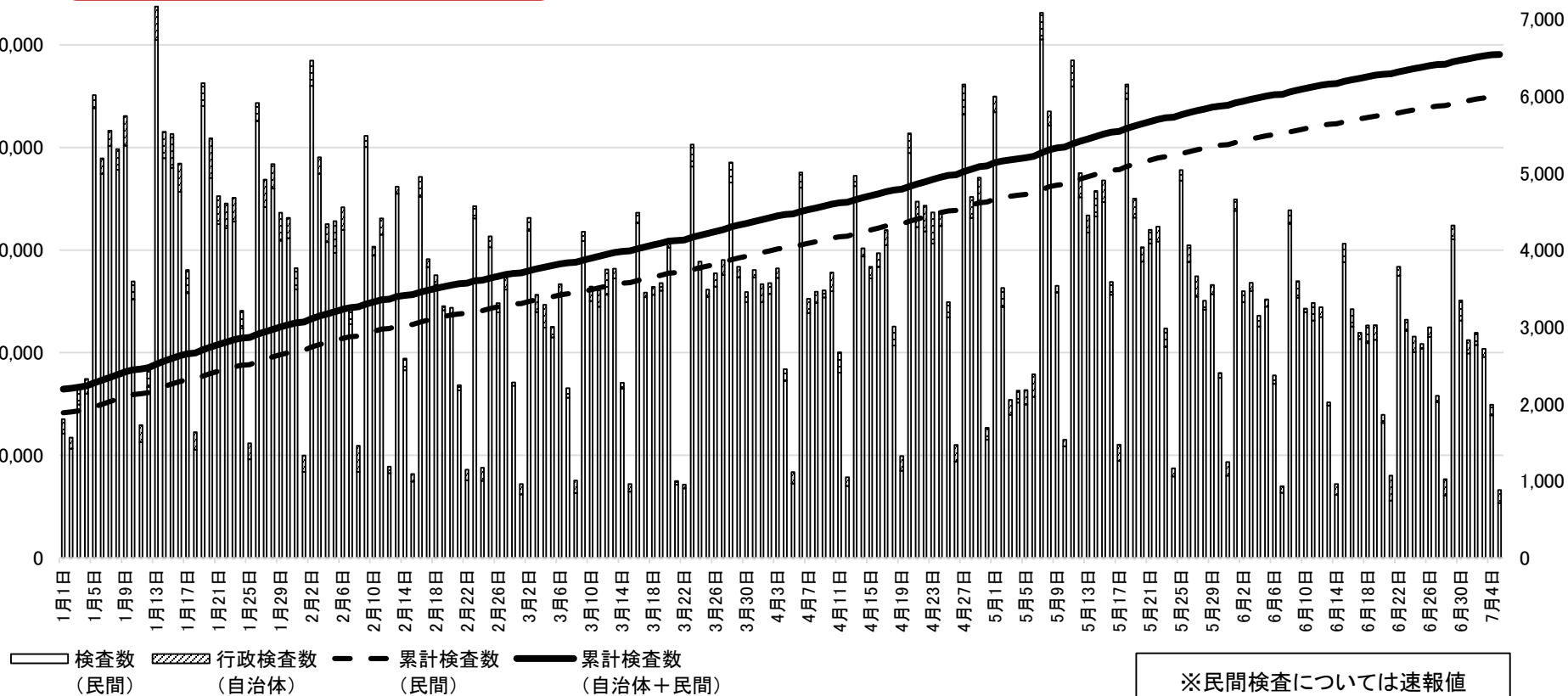
池田 一義	一般社団法人埼玉県商工会議所連合会会長
小谷野 和博	埼玉県中小企業団体中央会会長
近藤 嘉	日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長
三村 喜宏	埼玉県商工会連合会会長

PCR検査等の現状

資料 1

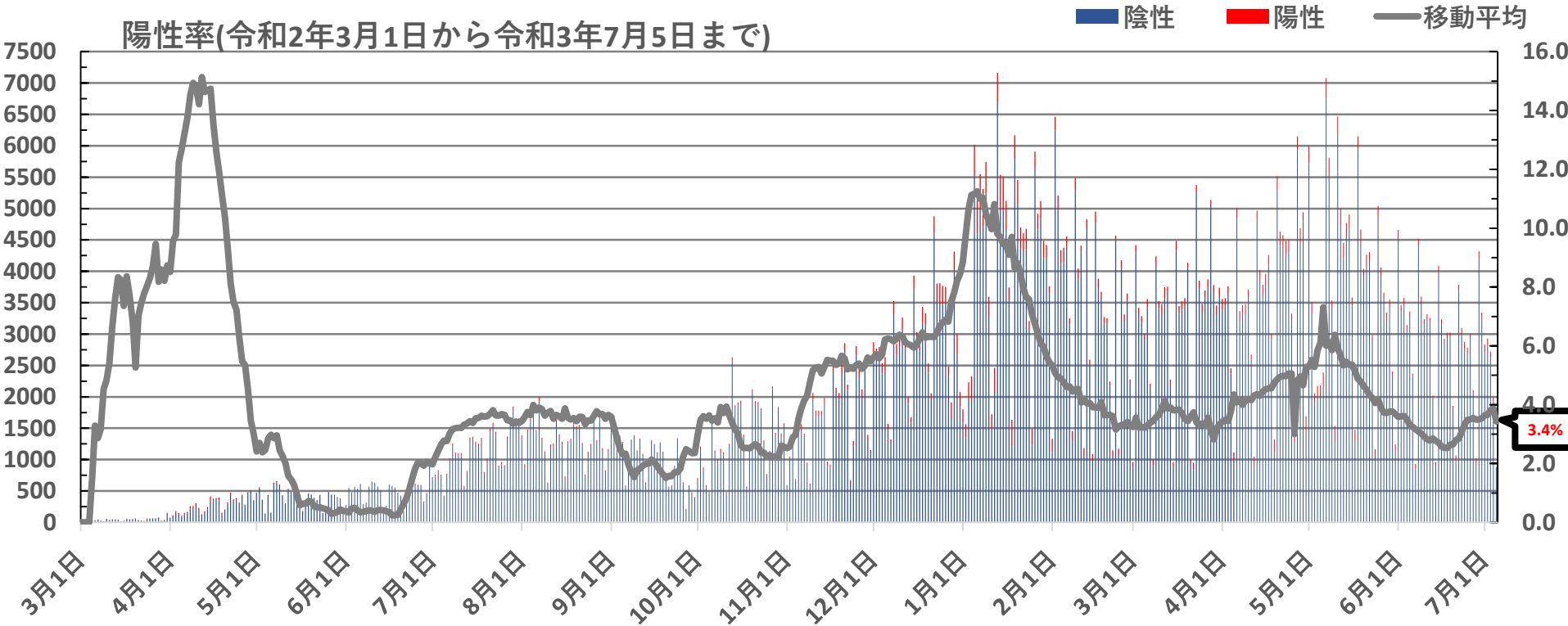
累計検査数: 984, 623件

※12月31日までの累計検査数: 327,226件



陽性率の推移

資料 2



※陽性率は、民間検査の検査人数が報告されるまでのタイムラグなど日々の結果のばらつきを平準化し全体の傾向を見る趣旨から、移動平均の値を使用。

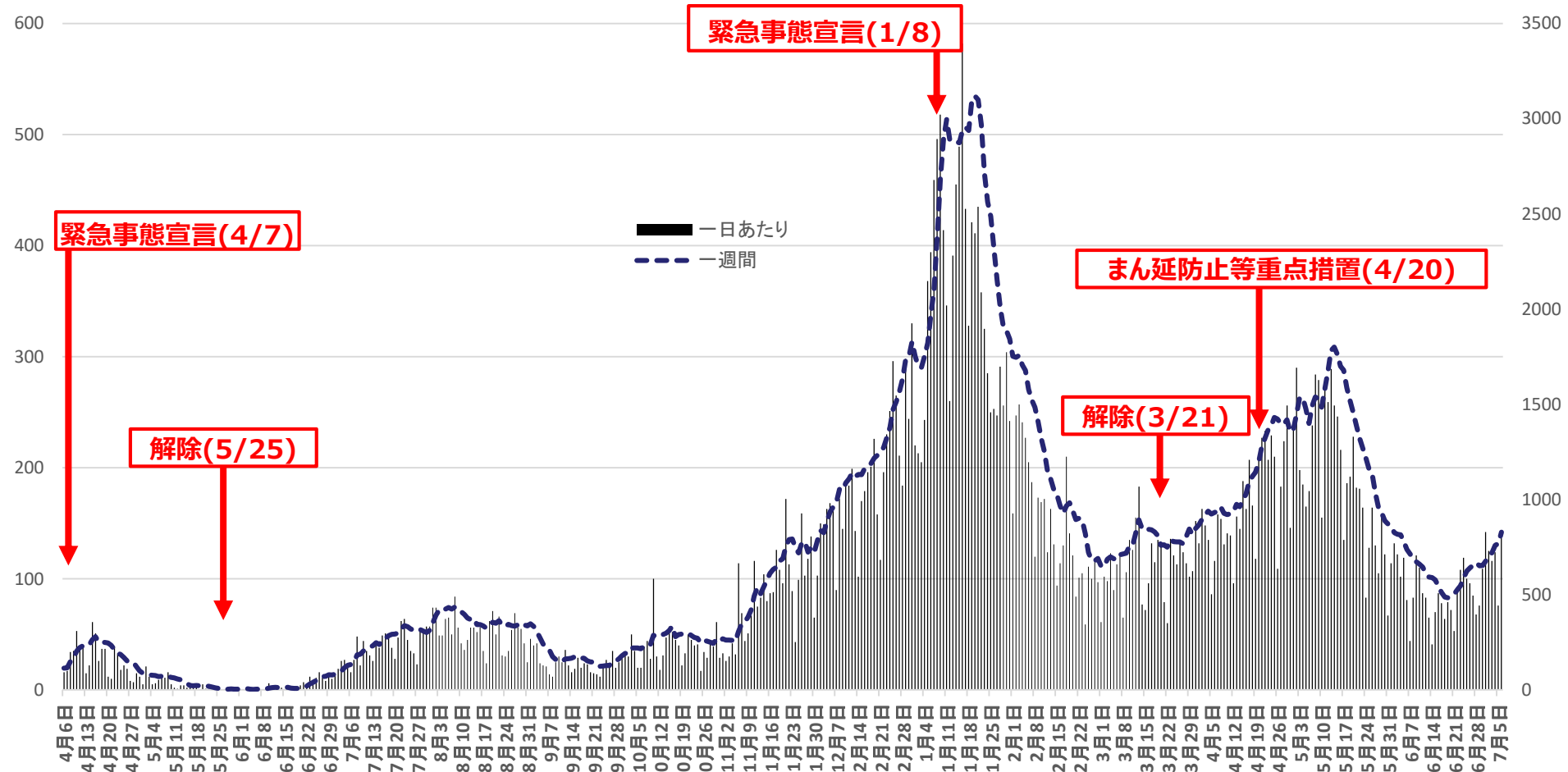
「過去7日間に判明した陽性者数」を「過去7日間に判明した陽性者数と陰性者数の和」で除した値を、その日の「陽性率(移動平均)」としている。

※民間検査分は速報値であるため、遡って数値を修正する場合がある。

※陰性確認のための検査は含まれていない。

陽性者数の推移(日別)

資料 3



今後の新規陽性者推計について(7月6日時点)

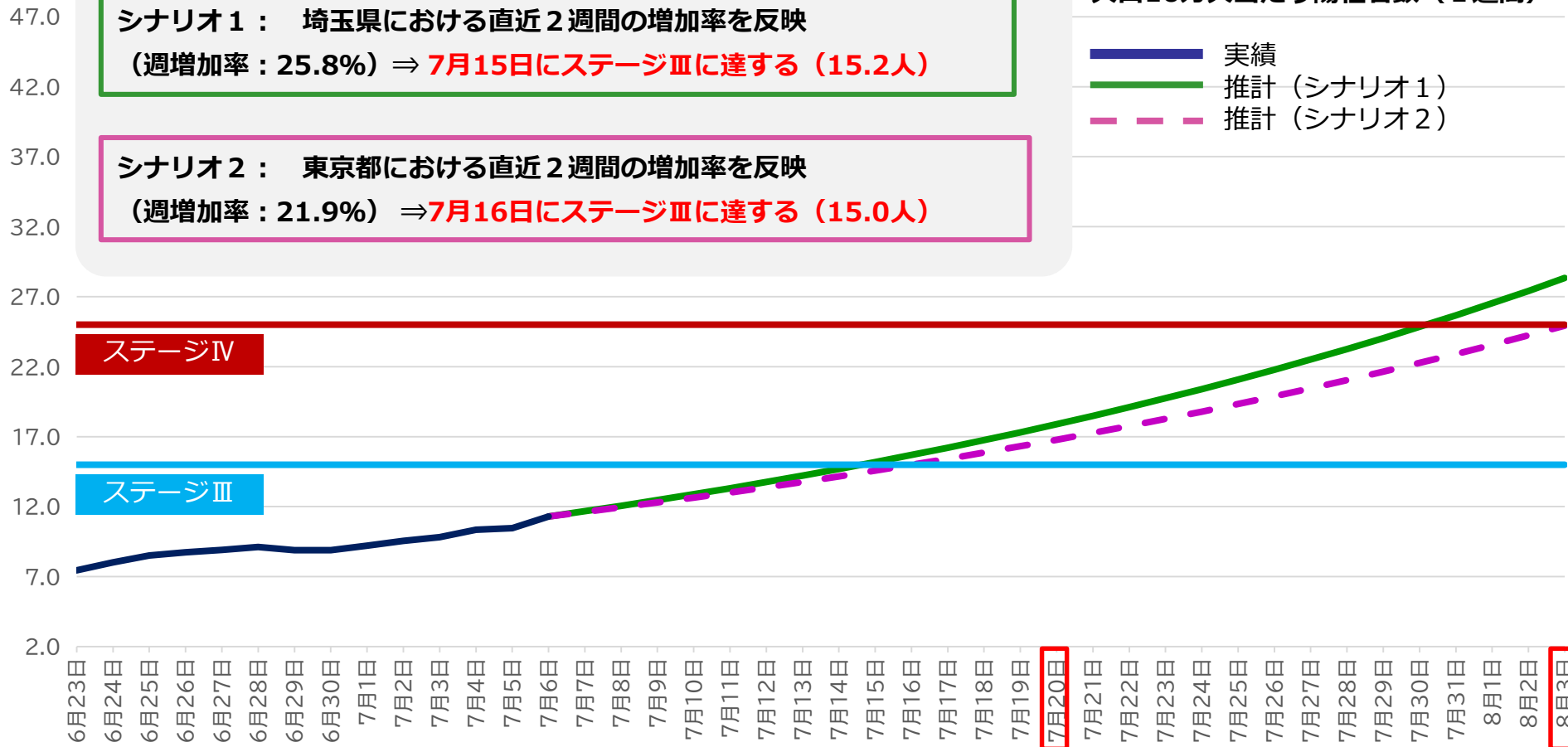
資料3-1

人口10万人当たり陽性者数(1週間)

実績
推計(シナリオ1)
推計(シナリオ2)

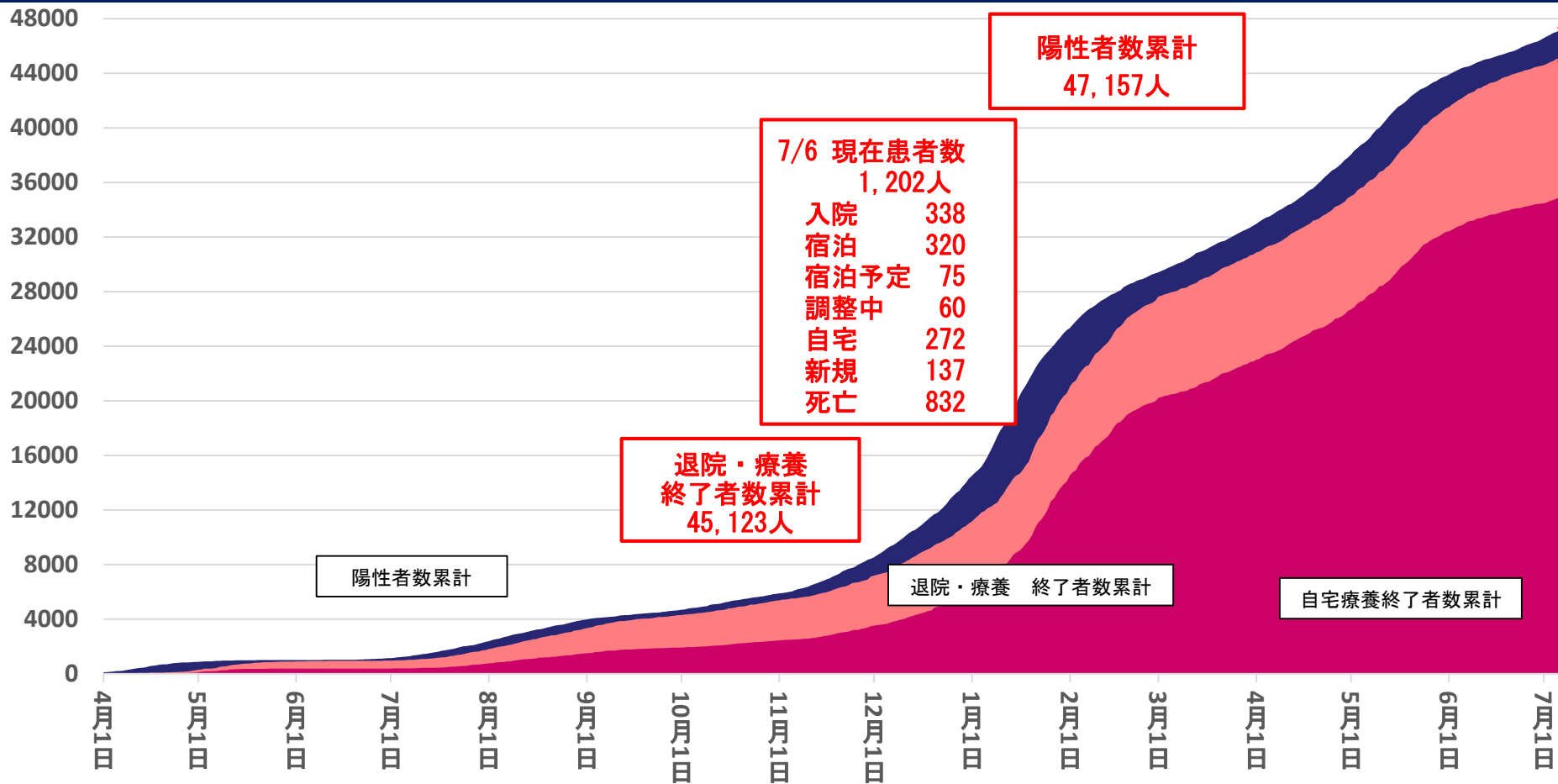
シナリオ1: 埼玉県における直近2週間の増加率を反映
(週増加率: 25.8%) ⇒ 7月15日にステージⅢに達する(15.2人)

シナリオ2: 東京都における直近2週間の増加率を反映
(週増加率: 21.9%) ⇒ 7月16日にステージⅢに達する(15.0人)



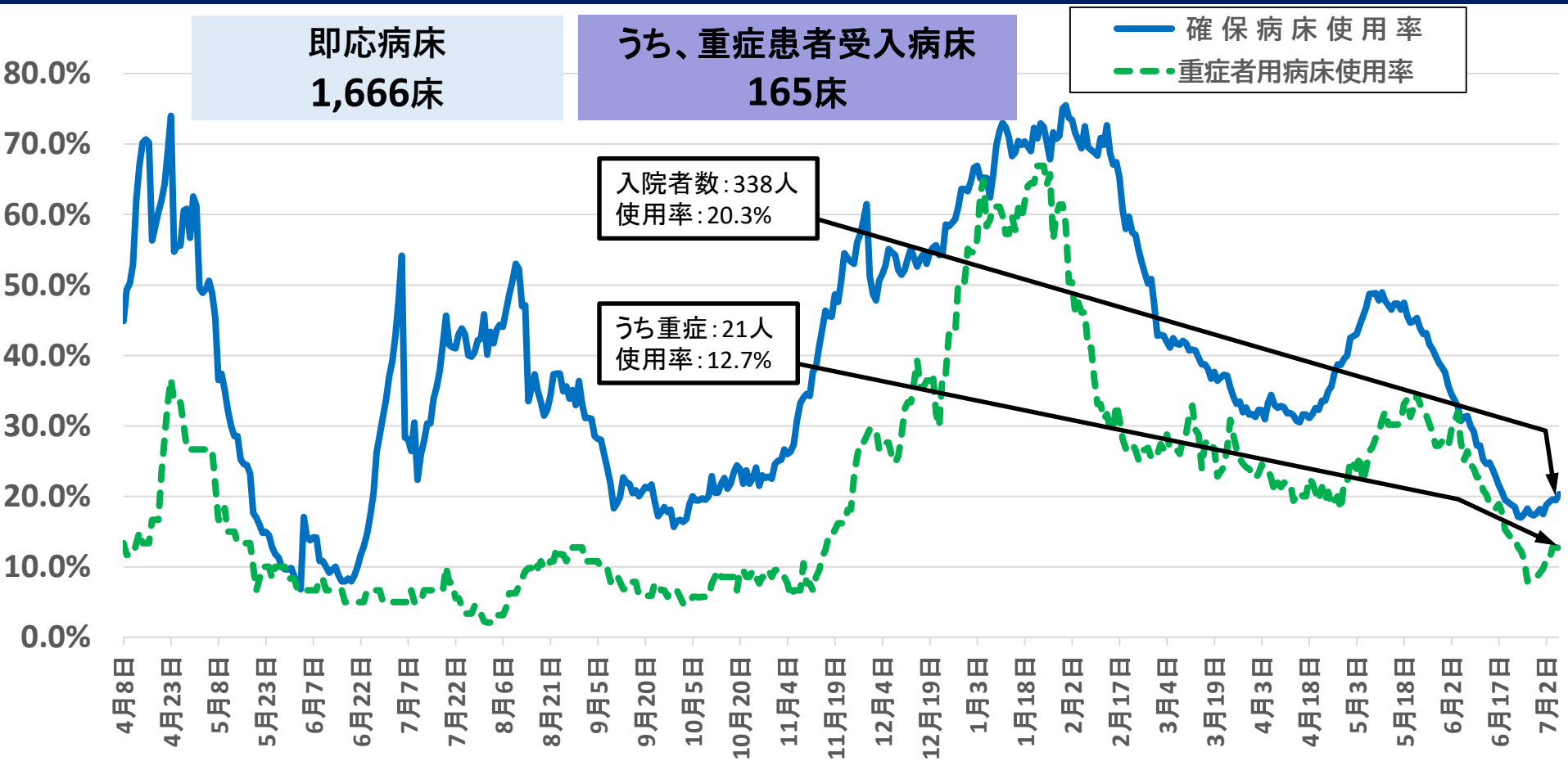
陽性者数と退院・療養終了者数の推移(累計)

資料 3-2



病床使用率の推移

資料 4



3週間の発生動向について(年齢別)

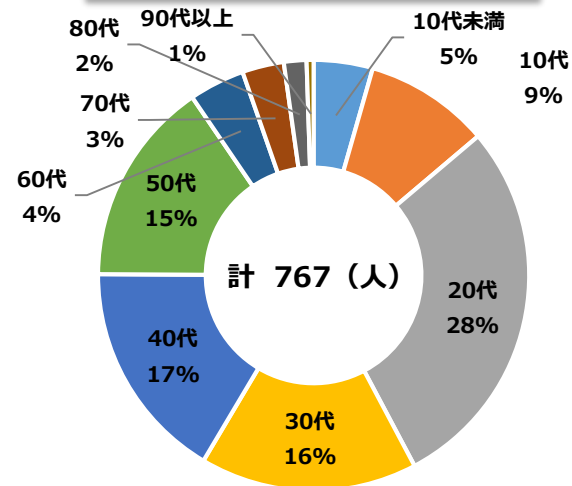
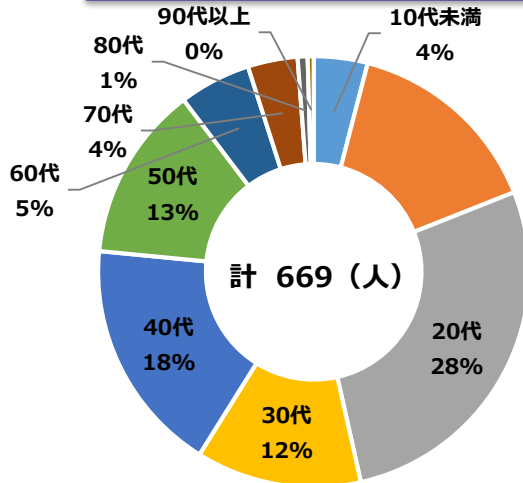
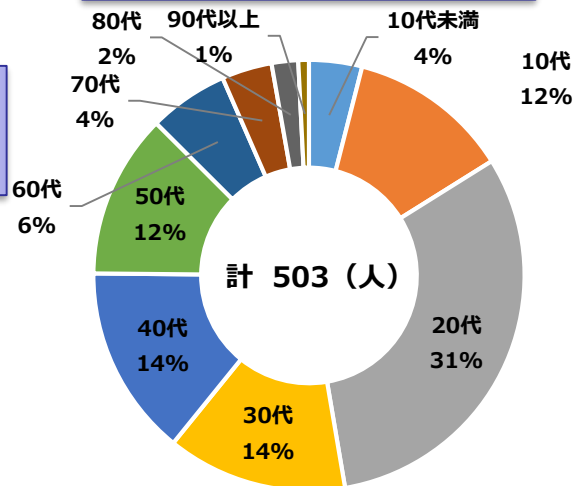
資料5

①6月15日～6月21日

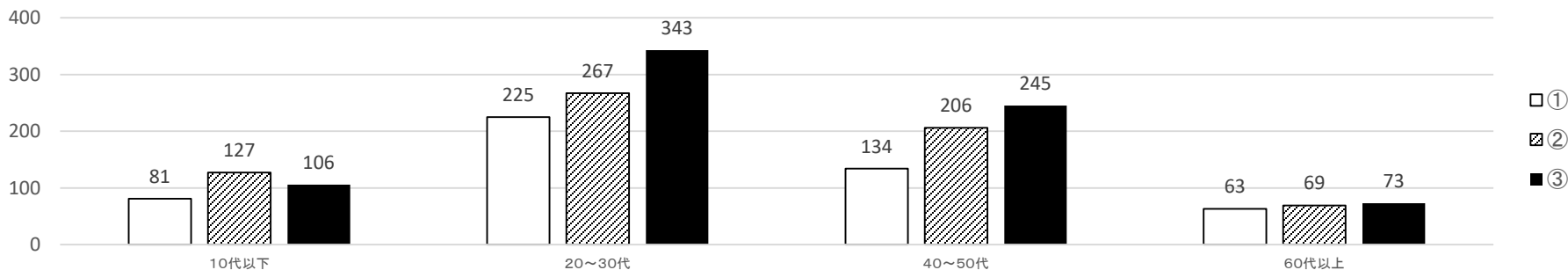
②6月22日～6月28日

③6月29日～7月5日

割合

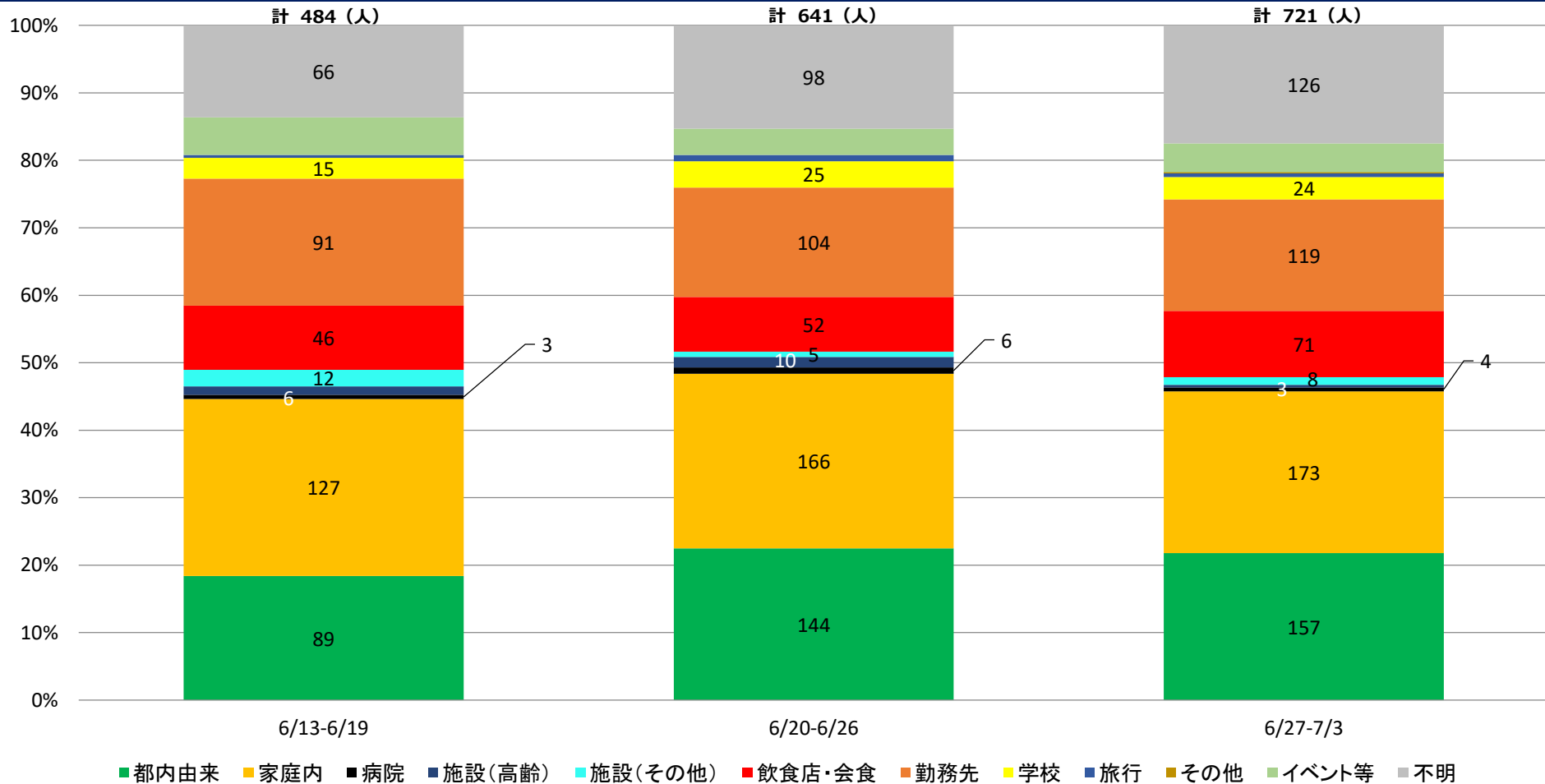


実数



感染経路推移【1週間ごと・構成比】(判明日ベース)

資料6



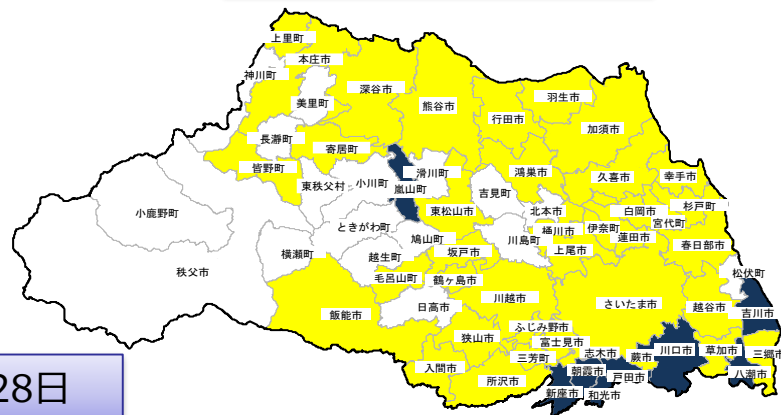
人口10万人あたりの新規陽性者数(1週間ごと)

資料7

6月15日～6月21日



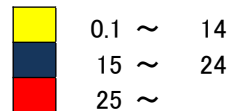
6月29日～7月5日



6月22日～6月28日

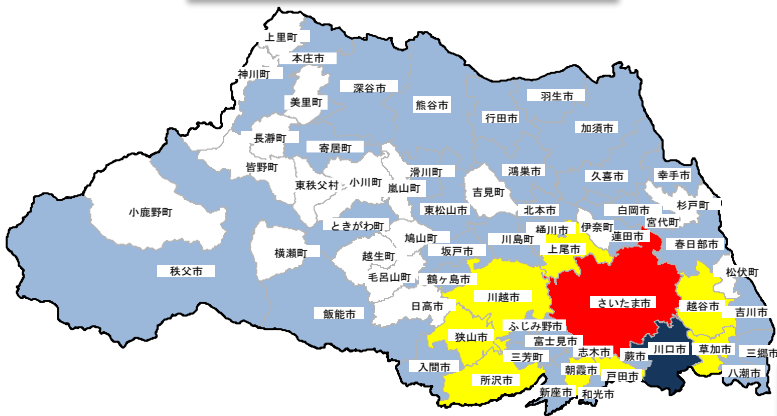


(人口10万人あたりの人数)

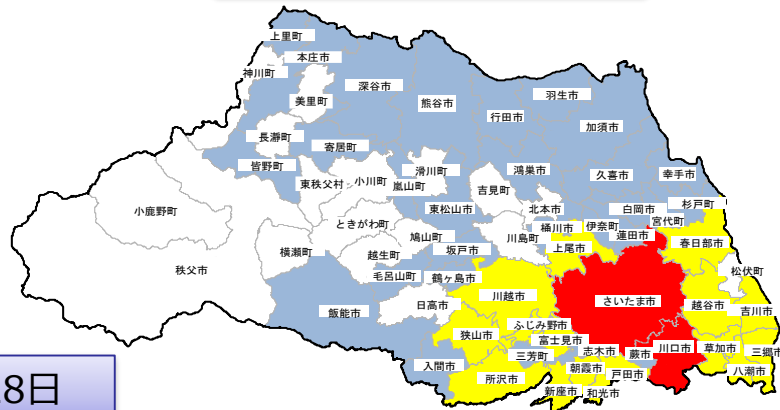


市町村別新規陽性者数(1週間ごと)

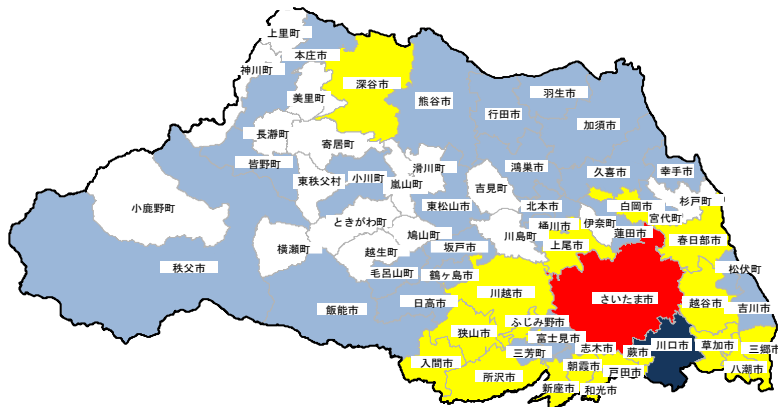
6月15日～6月21日



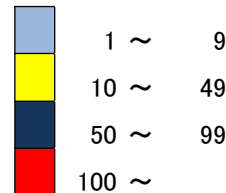
6月29日～7月5日



6月22日～6月28日

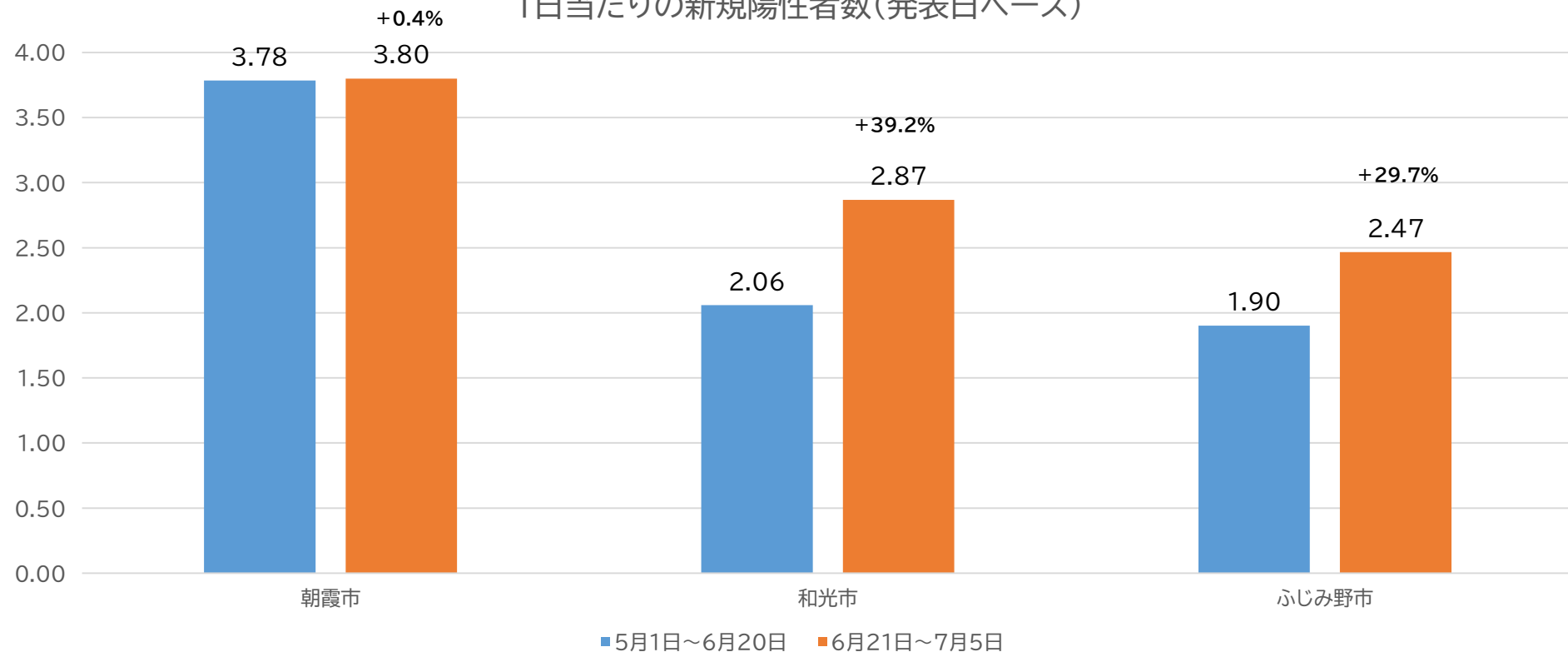


(新規陽性者数)



市町村別陽性者数比較

1日当たりの新規陽性者数(発表日ベース)



※「6月21日～7月5日」の期間と「5月1日～6月20日」の期間とを比較し、1日当たりの新規陽性者数が増加している自治体を抽出
(1日当たりの人数が1人を下回る自治体は除く)

埼玉県の感染動向の推移について(ステージ指標)

資料 8

	ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)	6月22日	6月29日	7月6日
病床全体使用率	確保病床の使用率20%以上 (50%以上)	18.5% (307/1,661)	↓ 17.6% (293/1,661)	↑ 20.3% (338/1,666)
入院率	40%以下 (25%以下)	35.0% (307/876)	↑ 29.2% (293/1,004)	↑ 28.1% (338/1,202)
重症病床占有率	確保病床の使用率20%以上 (50%以上)	14.0% (23/164)	↓ 8.5% (14/164)	↑ 12.7% (21/165)
療養者数	人口10万人当たりの 全療養者数20人以上 (30人以上)	11.9人 (876人)	↑ 13.7人 (1,004人)	↑ 16.4人 (1,202人)
PCR検査陽性率 (※ 1週間の平均)	5% (10%)	2.8%	↑ 3.5%	↓ 3.4% ※7月5日の数値
新規報告数	15人/10万人/週以上 (25人以上)	7.2人 (526人)	↑ 8.9人 (652人)	↑ 11.3人 (829人)
感染経路不明割合	50%	53.4%	↓ 49.4%	↑ 50.1%
※参考 実効再生産数	※計算式 =(直近7日間の新規陽性者数/その前の7日間の新規陽性者数)^(5日※/7日)※平均世代時間を5日と仮定	0.936	↑ 1.166	↑ 1.187

ステージ指標1都3県比較（0706時点）

資料8-1

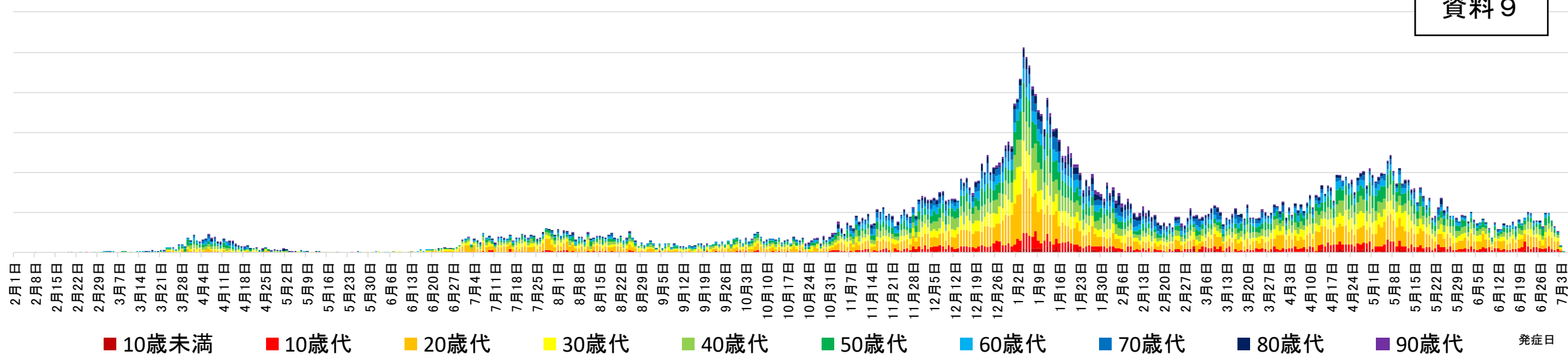
	医療提供体制などの負荷			療養者数	監視体制 PCR陽性率	感染の状況		
	病床のひっ迫具合					新規報告数	※参考 直近1週間と 先週1週間の 比較	感染経路 不明割合
	病床全体	うち重症者用病床	※1 入院率					
ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)	確保病床の使用率20%以上 (50%以上)		40%以下 (25%以下)	人口10万人当たり の全療養者数 20人以上 (30人以上)	5%以上 (10%以上)	1週間 10万人当たり 15人以上 (25人以上)	直近1週間が 先週1週間より 多い	50%以上
埼玉県	20.3%	12.7%	28.1%	16.4人	3.4%	11.3人	1.27	50.1%
東京都	30.0%	※2 (16.9%)	34.0%	35.5人	5.8%	30.3人	1.22	61.9%
神奈川県	23.2%	16.1%	23.9%	18.9人	6.5%	16.4人	1.06	62.2%
千葉県	29.5%	16.8%	32.1%	18.7人	4.7%	15.9人	1.22	57.5%

※1 国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言により、入院率の指標については、本県において現在入院が必要な新規陽性者は発生届が届けられた翌日には入院できているので、ステージ判断の指標としては使用しない。

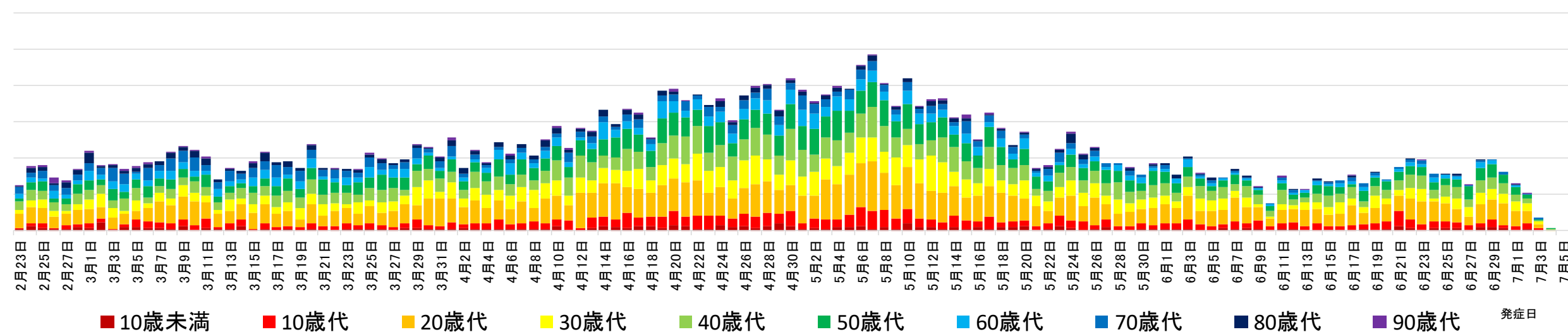
※各自治体HP等による ※2 東京都の定義による重症者数を計上

年齢別発症者数

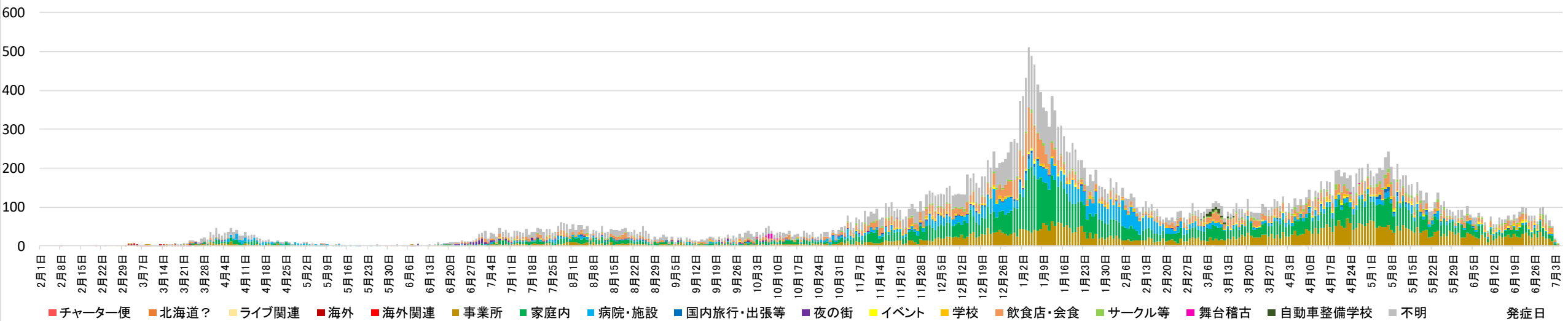
資料 9



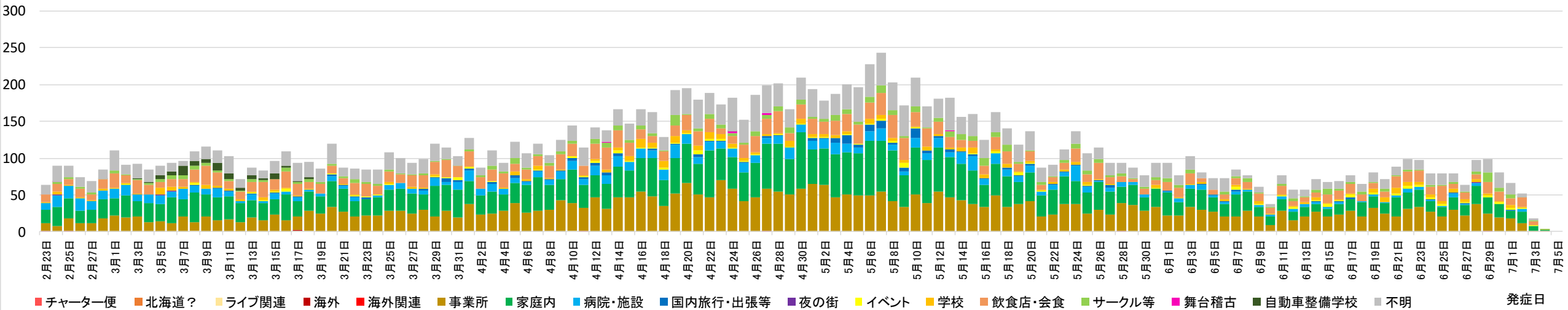
年齢別発症者数 2021年2月23日～2021年7月5日



感染原因別発症者数



感染原因別発症者数 2021年2月23日～2021年7月5日

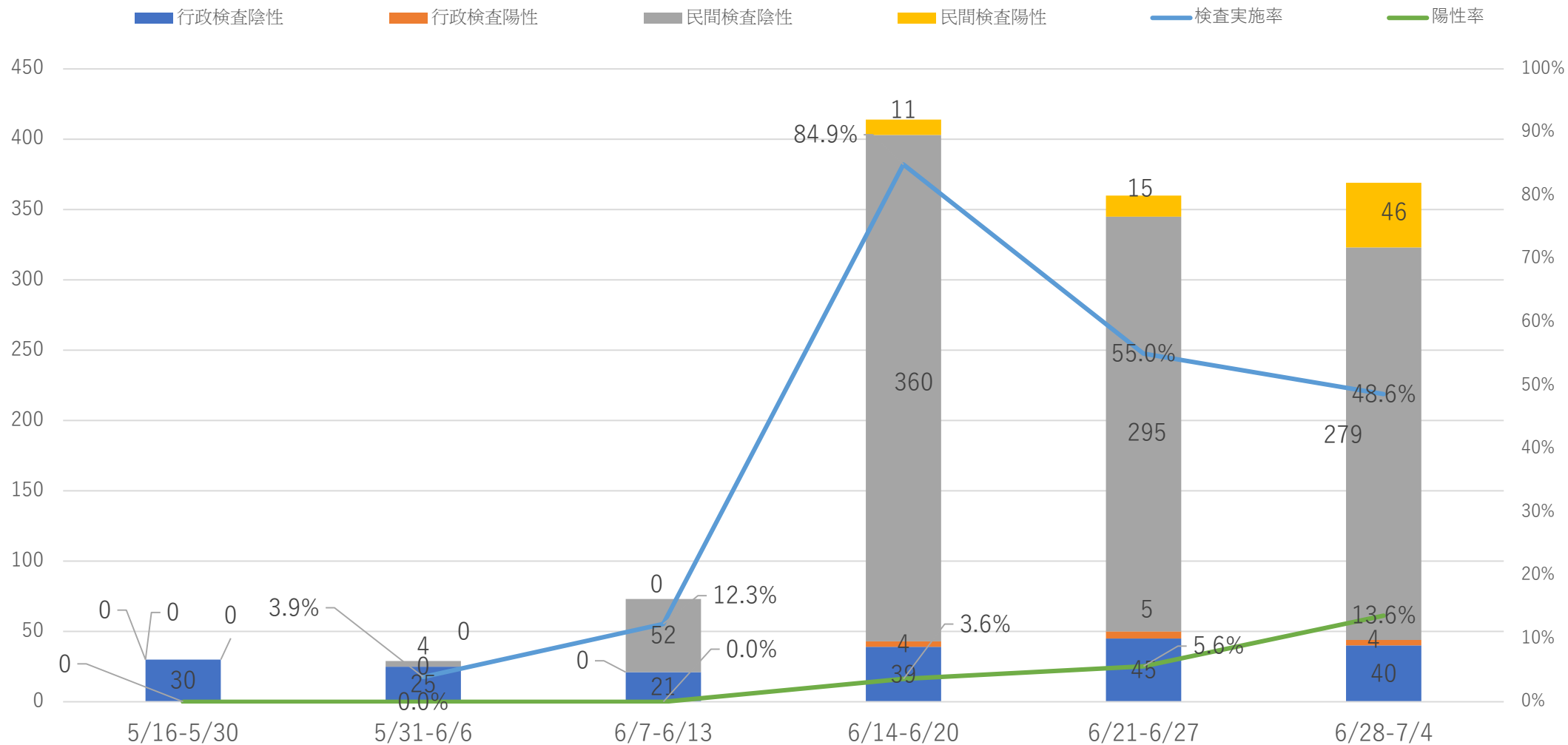


埼玉県内のL452R変異株PCR検査の実施状況

資料 10

	新規感染者数 (a)	検査実施数 (b)			検査実施率 (c) b/a	変異株PCR陽性者数 (d)	陽性率 (e) d/b
			(行政)	(民間)			
5/16-5/30	—	30	30	0	—	0	0.0%
5/31-6/6	737	29	25	4	3.9%	0	0.0%
6/7-6/13	593	73	21	52	12.3%	0	0.0%
6/14-6/20	491	417	46	371	84.9%	15	3.6%
6/21-6/27	654	360	50	310	55.0%	20	5.6%
6/28-7/4	760	369	44	325	48.6%	50	13.6%
全検査期間 (R3.5/31~7/4)	3235	1248	186	1062	38.6%	85	6.8%

埼玉県内のL452R変異株PCR検査実施状況の推移



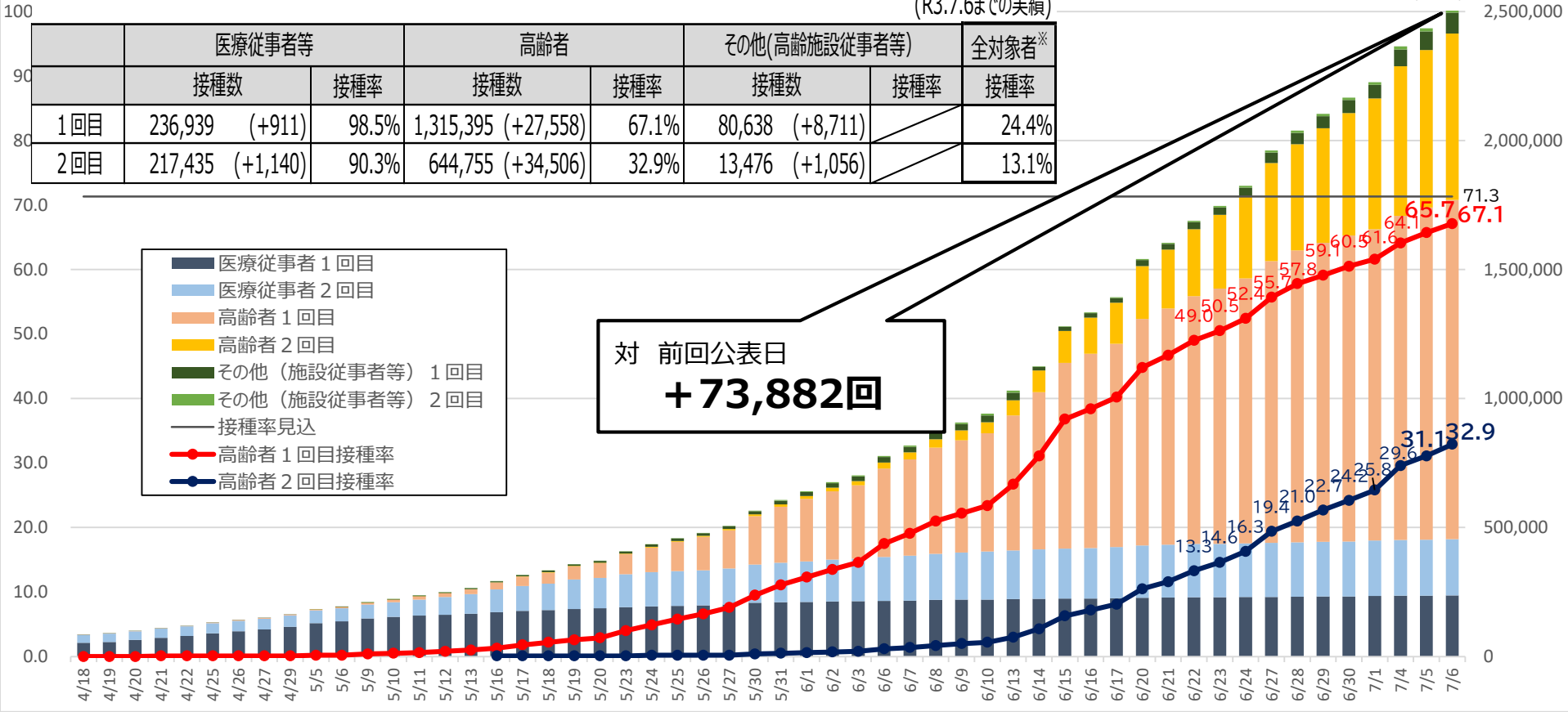
新型コロナウイルスの接種実績

資料 1 1

(R3.7.6までの実績)

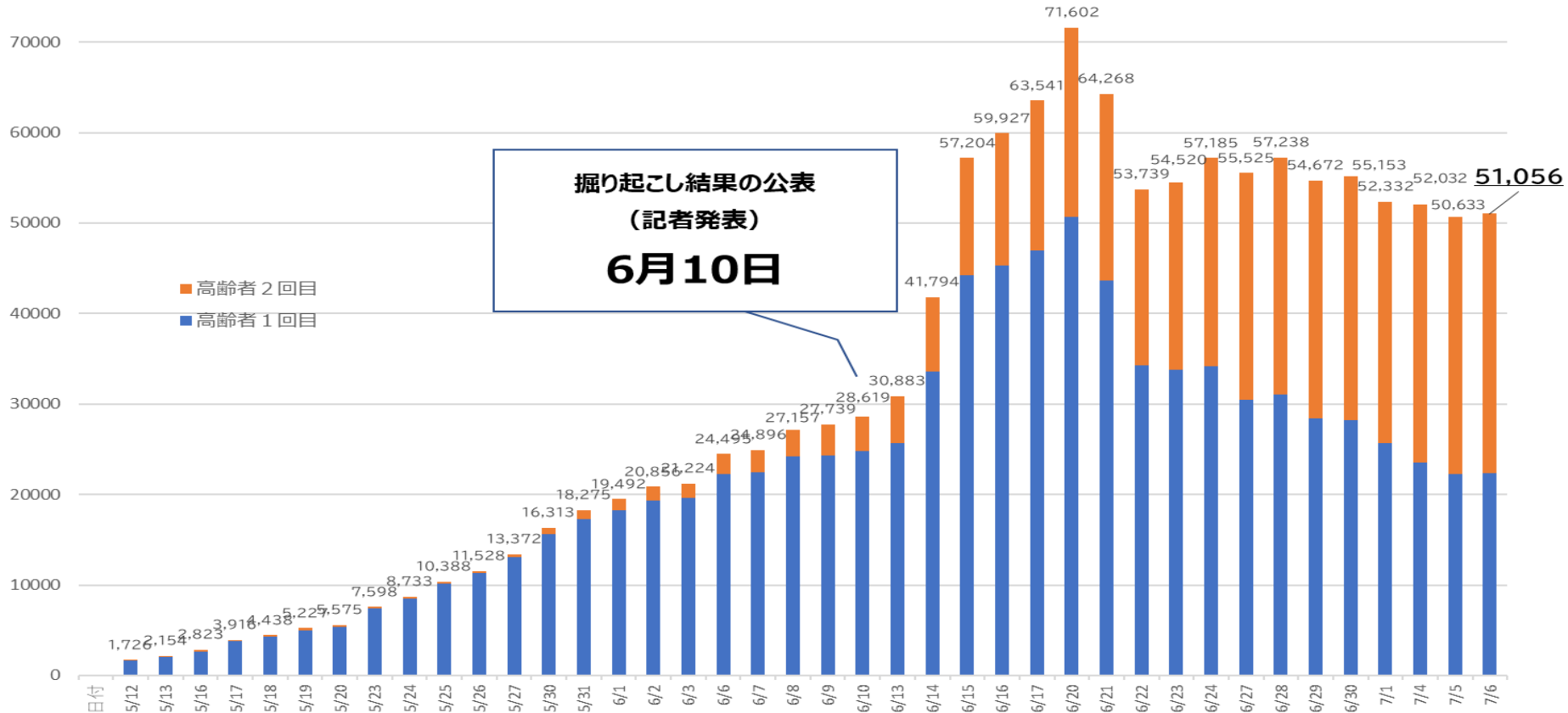
2,508,638

	医療従事者等		高齢者		その他(高齢施設従事者等)		全対象者*
	接種数	接種率	接種数	接種率	接種数	接種率	接種率
1回目	236,939 (+911)	98.5%	1,315,395 (+27,558)	67.1%	80,638 (+8,711)	/	24.4%
2回目	217,435 (+1,140)	90.3%	644,755 (+34,506)	32.9%	13,476 (+1,056)	/	13.1%



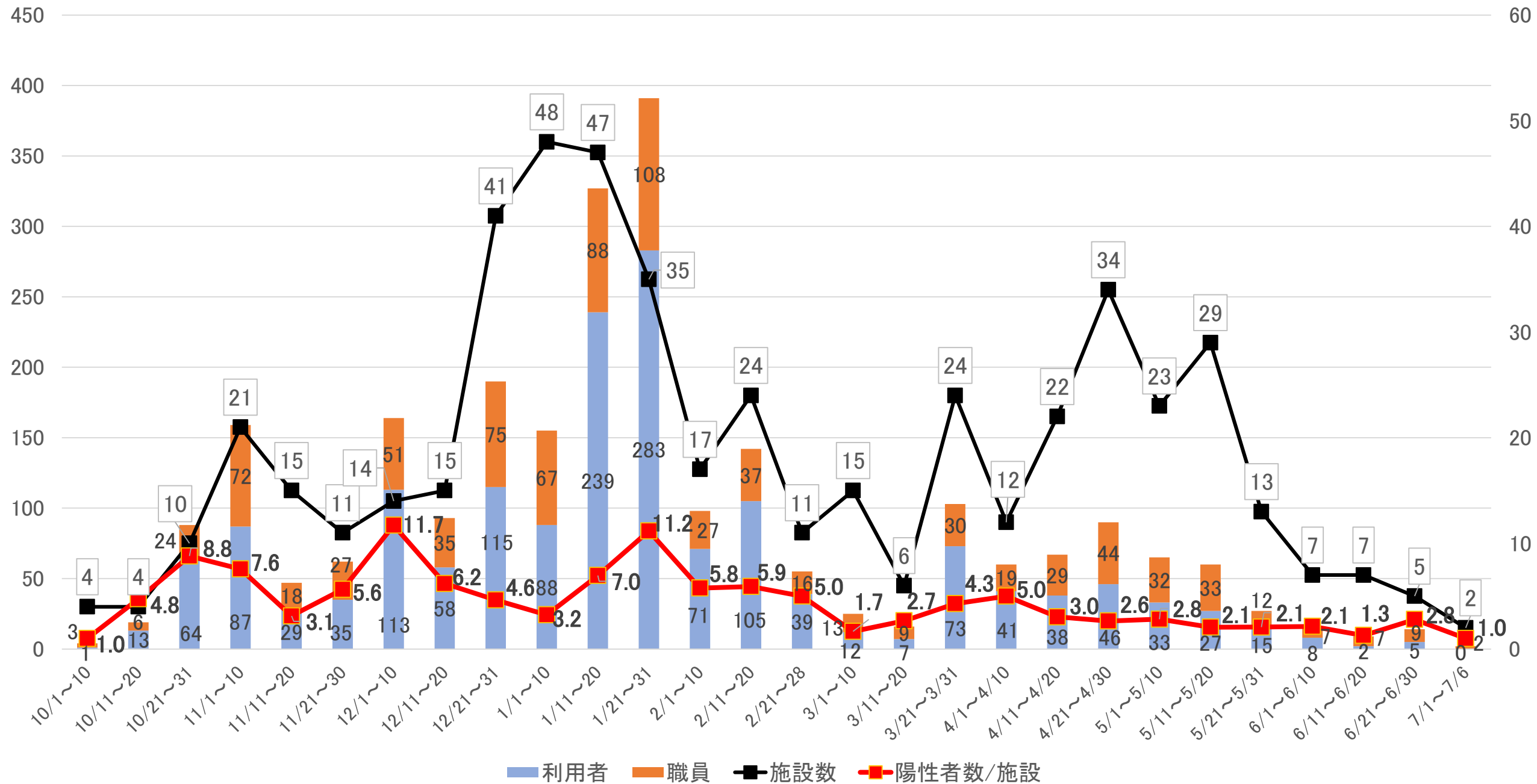
※「医療従事者」はV-SYS、「高齢者」「その他」はVRS(最新の実績値)からそれぞれ数値を参照
全対象者の接種率は、便宜上、県内の12歳以上の人口に対する、表中の接種回数合計の割合から算出

1日あたり高齢者接種人数（7日間移動平均）



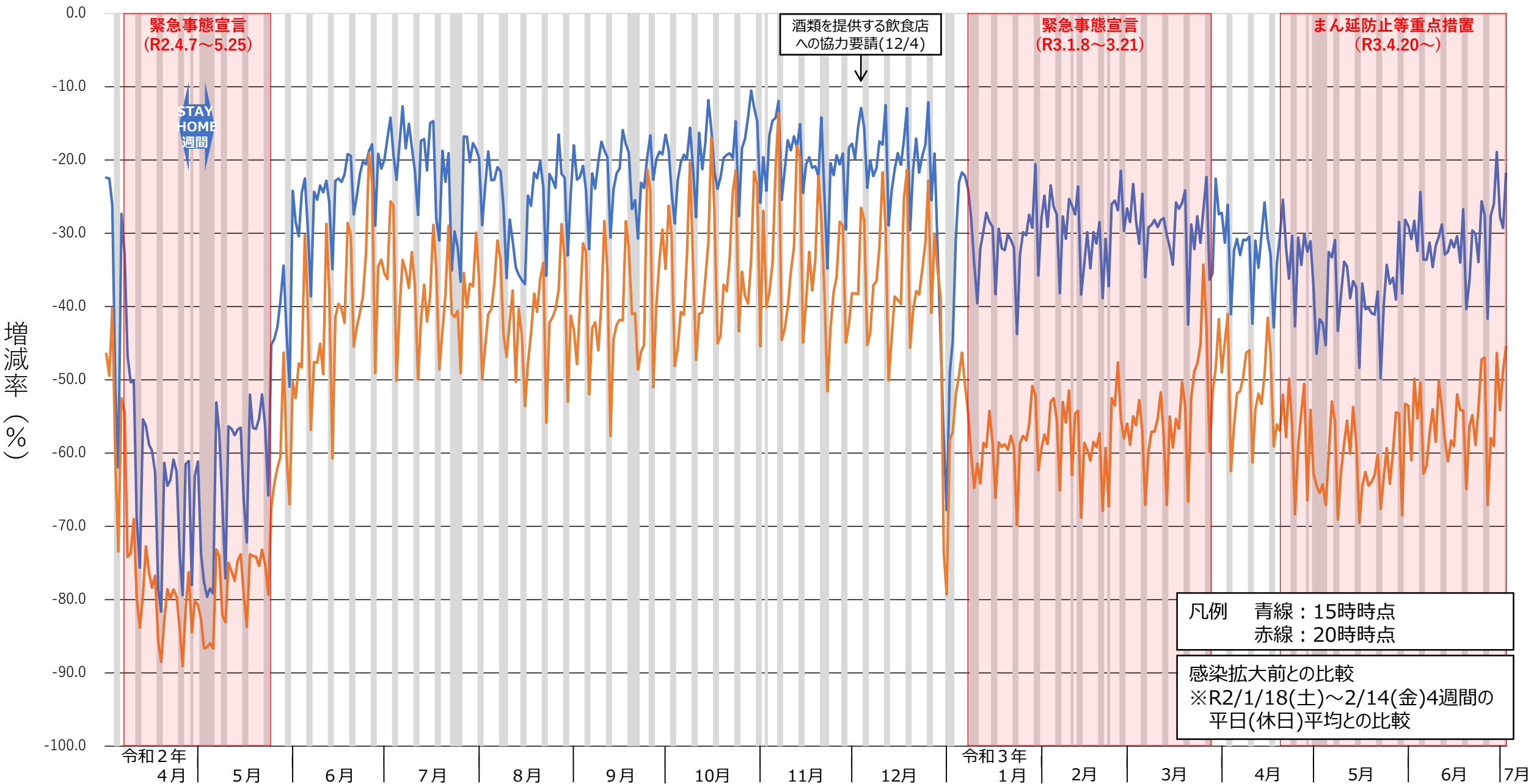
高齢者施設における感染発生施設数及び陽性者数(職員・利用者)

(10日間ごと、初発日ベース) 令和3年7月6日現在



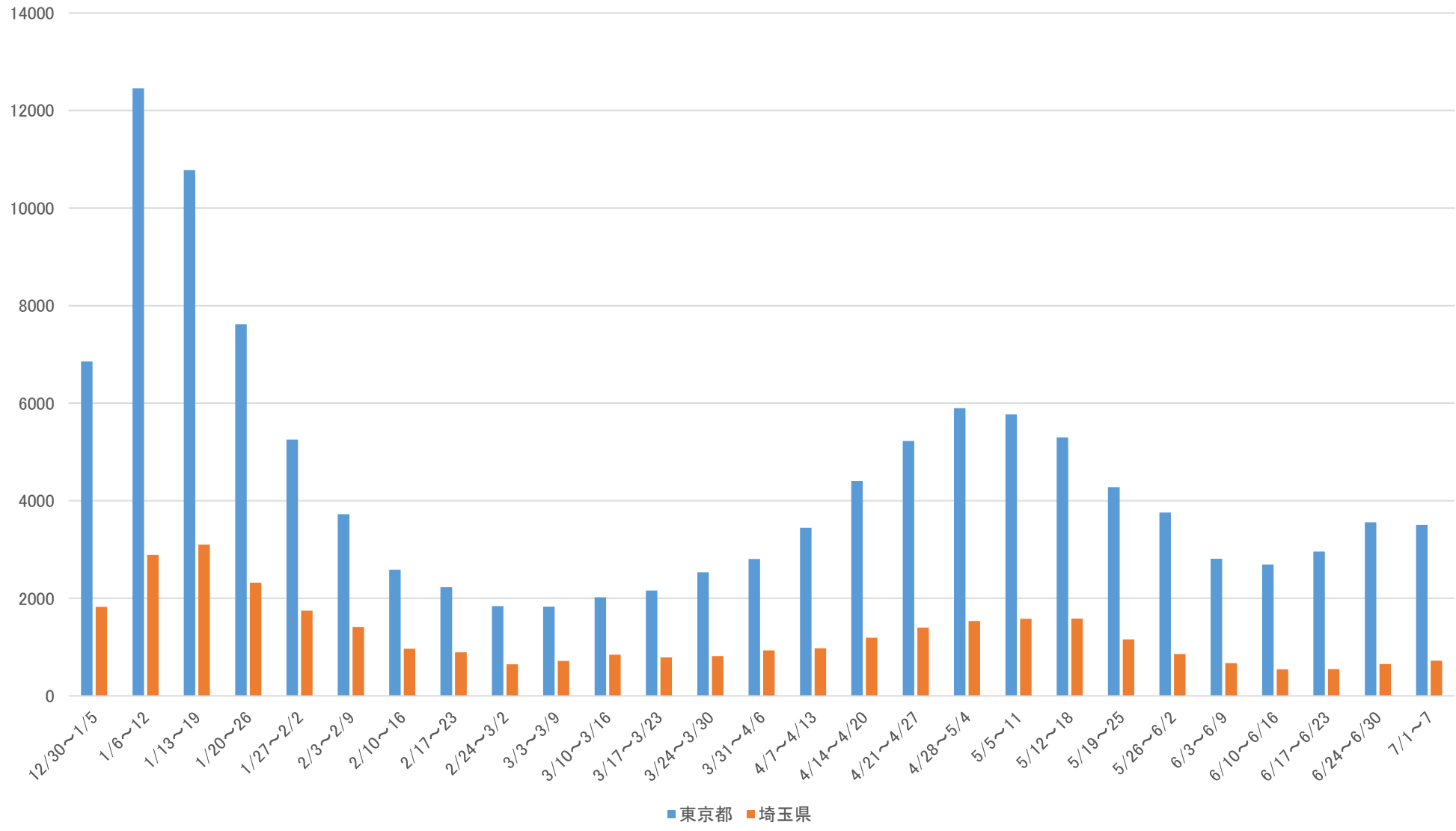
大宮駅周辺（半径500m）1日当たり滞在者増減率（居住者を含まない）

資料 1 3



※データ出典：KDDI Location Analyzer（KDDIがauスマートフォンユーザー同意のもとで取得し、誰の情報であるかわからない形式に加工した位置情報データおよび属性情報（性別・年齢層）を使用しています。）

新規陽性者比較



案

令和3年 月 日

新型コロナウイルス感染症対策本部長
内閣総理大臣 菅 義偉 様

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策本部長
埼玉県知事 大野 元裕

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づく
まん延防止等重点措置の公示を行うことに係る要請について

令和3年6月17日、新型コロナウイルス感染症対策本部長による「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示」により、本県のまん延防止等重点措置を実施すべき期間が4月20日から7月11日までと変更された。

県では、この間、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特別措置法」という。）第18条第1項に規定する基本的対処方針に基づき、飲食店や大規模商業施設に対する営業時間短縮要請をはじめ、高齢者施設職員等に対するPCR検査やクラスター発生が懸念される業界に対する注意喚起など総合的な感染拡大防止対策を実施してきた。

約3か月にわたる感染拡大防止対策により、県内における人口10万人当たりの新規陽性者数はステージⅢの目安となる15人を下回る一方、新規陽性者数自体は増加に転ずる兆しがみられ、感染力が強いと言われているデルタ株への懸念が引き続き存在する中、特に、多くの指標がステージⅣに達している東京都との往来が頻繁でかつ陽性者が多い地域等に柔軟かつ強力な感染拡大防止対策を推進していくことが必要である。

そこで、特別措置法第31条の4第6項に基づき、まん延防止等重点措置期間の延長に係る公示を行うよう要請する。なお、期間については、1か月程度を要望する。

また、事業者への財政支援については、地域の実情に応じた支援ができるようにするとともに、その裏付けとなる確実な財源措置を要望する。

埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について（案）

令和3年7月7日

本県の現在の感染状況については、人口10万人あたりの新規陽性者数がステージⅢの目安となる15人を下回る一方、新規陽性者数自体は増加に転ずる兆しがみられ、感染力が強いと言われているデルタ株への懸念が引き続き存在する中、特に、多くの指標がステージⅣに達している東京都との往来が頻繁でかつ陽性者が多い地域等に柔軟かつ強力な感染拡大防止対策が必要な状況です。

そこで、政府対策本部へ実施期間の延長に係る公示を行うよう要請するにあたり、次のとおり協力要請することについて御意見を伺います。

1 まん延防止等重点措置の対象区域

(1) 重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という）

- ・さいたま市及び川口市（令和3年4月16日（金）に指定）

(2) 措置区域以外

- ・措置区域を除く、埼玉県全域

2 実施期間

措置区域及び措置区域以外共通

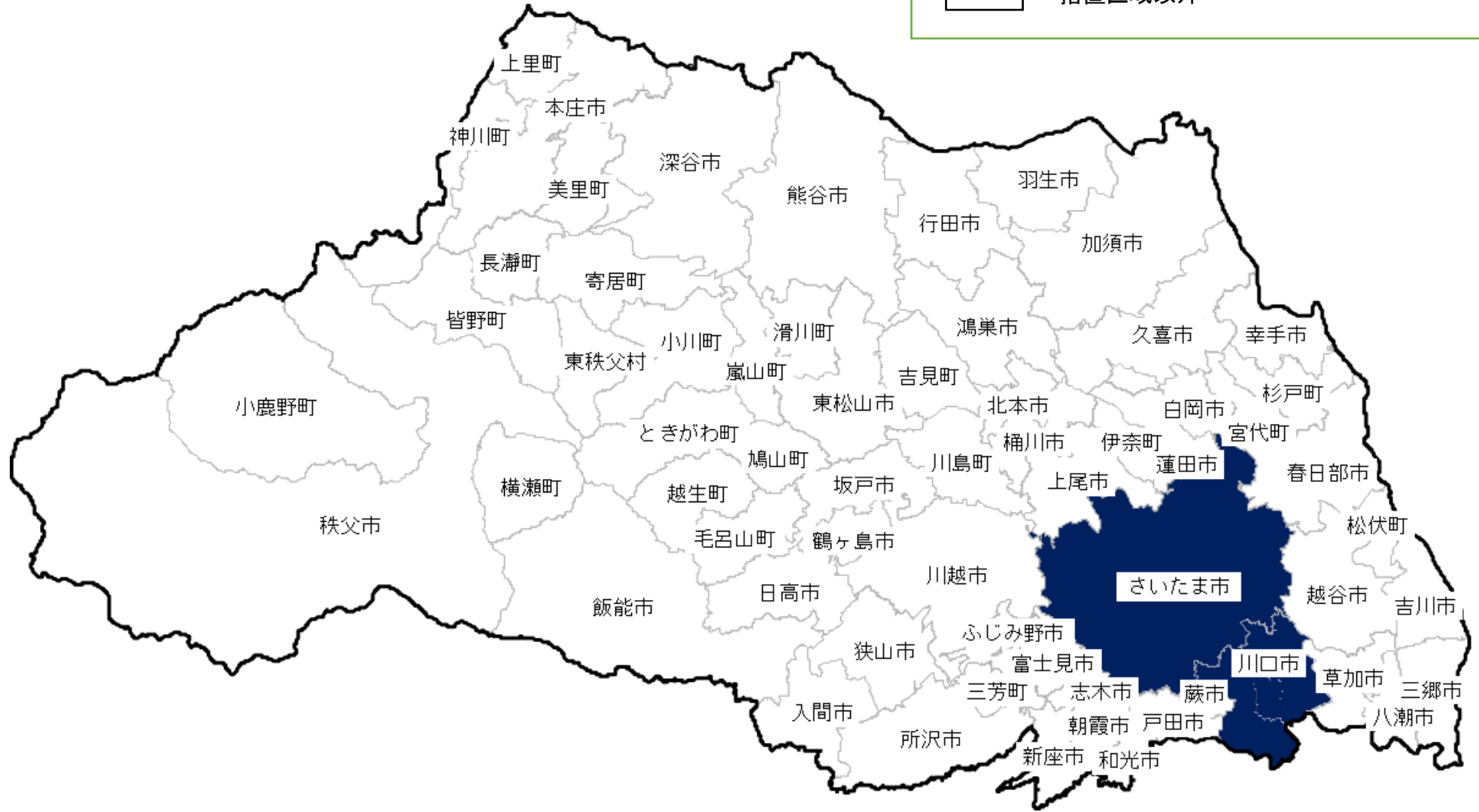
令和3年4月20日（火）から国が定める日まで

ただし、3及び4に掲げる要請内容等は、令和3年7月12日（月）からとする。

措置区域図（令和3年7月12日（月）～国が定める日）

■ 措置区域
（令和3年4月16日（金）指定）

□ 措置区域以外



3 まん延防止等重点措置等の内容

(1) 県民に対して

措置区域	措置区域以外
<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という）第31条の6第2項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店を利用しない。 	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店を利用しない。
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用自粛 (飲食・飲酒については、お客様の命を守る取組に参加する「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店プラス」認証店の利用を推奨) ・ 不要不急の外出・移動（県境をまたぐものを含む。）の自粛 (医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く。) ・ 混雑している場所や時間を避けて行動すること ・ 路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動の自粛 	
<p>その他のお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の利用自粛 ・ ソーシャルディスタンスを確保し、マスクなしでの会話を避けること ・ 飲食の際は90分を限度とし、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底すること ・ 会食はできるだけ同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで(家族の場合や介助者を除く)とし、ホームパーティは自粛すること ・ マスク・手洗い・アルコール消毒・換気、三密回避を徹底すること ・ 措置区域内での買い物は、できる限り一人で行くこと 	

(2) 飲食店に対して

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第31条の6第1項に基づく要請</p> <p>○ 飲食店の営業時間の短縮等</p> <p>【期間】 令和3年7月12日（月）午前0時から 国が定める日の午後12時まで</p> <p>【営業時間】 午前5時から午後8時まで</p> <p>【酒類の提供】 午前11時から午後7時まで ただし、次の条件を遵守すること</p> <p>◇「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」の認証</p> <ul style="list-style-type: none"> 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」について、県の認証を受けること (特に、基本4項目、①アクリル板等の設置又は座席間隔の確保、②手指消毒の徹底、③マスク着用の推奨、④換気の徹底 を遵守) <p>◇酒類提供の人数上限</p> <ul style="list-style-type: none"> 1人、又は同居家族（介助者を含む）のみのグループに限る。 <p>【対象】 飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く。） 遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>※ ネットカフェ、漫画喫茶を除く。 (感染防止対策の徹底を要請)</p>	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>○ 飲食店の営業時間の短縮等</p> <p>【期間】 令和3年7月12日（月）午前0時から 国が定める日の午後12時まで</p> <p>【営業時間】 午前5時から午後9時まで</p> <p>【酒類の提供】 午前11時から午後8時まで ただし、次の条件を遵守すること</p> <p>◇「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」の認証</p> <ul style="list-style-type: none"> 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」について、県の認証を受けること (特に、基本4項目、①アクリル板等の設置又は座席間隔の確保、②手指消毒の徹底、③マスク着用の推奨、④換気の徹底 を遵守) <p>◇酒類提供の人数上限</p> <ul style="list-style-type: none"> 4人以下、又は同居家族（介助者を含む）のみのグループに限る。 <p>【対象】 飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く。） 遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>※ ネットカフェ、漫画喫茶を除く。 (感染防止対策の徹底を要請)</p>

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第31条の6第1項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食を主として業としている店舗においてカラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛 ・ 特措法施行令（以下「令」という）第5条の5に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む）など） ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など） ・ 手指消毒の呼びかけ 	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食を主として業としている店舗においてカラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛 <p>その他のお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む）など ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など） ・ 手指消毒の呼びかけ

<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>○ 感染防止対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底 ※ ガイドライン遵守の是非について、飲食店に対して実地で確認を行い、個別に要請を行うこともある。 <p>○ 長時間の会食自粛</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間（90分超）の会食を避け、4人以下又は同居家族（介助者を含む）のみのグループに限るよう要請すること
--

<p>その他のお願い</p> <p>○ 飲食店における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個室」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ
--

(3) 劇場等、遊興施設等（飲食店以外の令第11条第1項に規定する施設の一部）に対して

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>○ 営業時間の短縮及び人数上限等（床面積1,000㎡超）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号） ◇ 集会場又は公会堂等（第5号）、 ◇ 展示場等（第6号） ◇ ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る）（第8号） ◇ 運動施設又は遊技場等（第9号） ◇ 博物館又は美術館等（第10号） <p>【営業時間】 午後8時まで （映画館での上映又はイベント等開催の場合は午後9時まで）</p> <p>【酒類の提供】 午後7時まで ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守することを条件とする</p> <p>【人数要件及び収容率等】 (5) 催物(イベント等)の開催制限と同じ</p>	<p>その他のお願い</p> <p>営業時間の短縮及び人数上限等（床面積1,000㎡超）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号） ◇ 集会場又は公会堂等（第5号）、 ◇ 展示場等（第6号） ◇ ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る）（第8号） ◇ 運動施設又は遊技場等（第9号） ◇ 博物館又は美術館等（第10号） <p>【営業時間】 午後9時まで</p> <p>【酒類の提供】 午後8時まで ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守することを条件とする</p> <p>【人数要件及び収容率等】 (5) 催物(イベント等)の開催制限と同じ</p>
<p>◇ 物品販売業を営む店舗等(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く)(第7号) ※物品販売業を営む店舗等の例：大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など</p> <p>【営業時間】 午後8時まで</p> <p>【酒類の提供】 午後7時まで ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守することを条件とする</p> <p>【入場整理】 繁忙期の1/2程度の人数を目安とすること</p>	<p>◇ 物品販売業を営む店舗等(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く)(第7号) ※物品販売業を営む店舗等の例：大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など</p> <p>【営業時間】 午後9時まで</p> <p>【酒類の提供】 午後8時まで ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守することを条件とする</p> <p>【入場整理】 繁忙期の1/2程度の人数を目安とすること</p>

<ul style="list-style-type: none"> ◇ 遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第31条の6第1項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）（第9号又は第11号） ◇ サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。）（第12号） <p>【営業時間】 午後8時まで</p> <p>【酒類の提供】 午後7時まで ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守することを条件とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第24条第9項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）（第9号又は第11号） ◇ サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。）（第12号） <p>【営業時間】 午後9時まで</p> <p>【酒類の提供】 午後8時まで ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守することを条件とする</p>
--	--

<p>措置区域</p> <p>その他のお願い</p> <p>○ 営業時間の短縮及び人数上限等（床面積1,000㎡以下）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号） ◇ 集会場又は公会堂等（第5号） ◇ 展示場等（第6号） ◇ ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る）（第8号） ◇ 運動施設又は遊技場等（第9号） ◇ 博物館又は美術館等（第10号） <p>【営業時間】 午後8時まで （映画館での上映又はイベント等開催の場合は午後9時まで）</p> <p>【酒類の提供】 午後7時まで ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守することを条件とする</p> <p>【人数要件及び収容率等】 (5) 催物(イベント等)の開催制限と同じ</p>	<p>措置区域以外</p> <p>その他のお願い</p> <p>○ 営業時間の短縮及び人数上限等（床面積1,000㎡以下）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号） ◇ 集会場又は公会堂等（第5号） ◇ 展示場等（第6号） ◇ ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る）（第8号） ◇ 運動施設又は遊技場等（第9号） ◇ 博物館又は美術館等（第10号） <p>【営業時間】 午後9時まで</p> <p>【酒類の提供】 午後8時まで ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守することを条件とする</p> <p>【人数要件及び収容率等】 (5) 催物(イベント等)の開催制限と同じ</p>
---	--

<p>◇ 物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く）（第7号）</p> <p>◇ 遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第31条の6第1項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）（第9号又は第11号）</p> <p>◇ サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。）（第12号）</p> <p>【営業時間】 午後8時まで</p> <p>【酒類の提供】 午後7時まで</p> <p>ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守することを条件とする</p>	<p>◇ 物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く）（第7号）</p> <p>◇ 遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第24条第9項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）（第9号又は第11号）</p> <p>◇ サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。）（第12号）</p> <p>【営業時間】 午後9時まで</p> <p>【酒類の提供】 午後8時まで</p> <p>ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守することを条件とする</p>
--	--

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>○ 感染防止対策の徹底、利用者への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底、入場整理を徹底すること ・ 入場整理についてホームページ等を通じて広く周知すること 	

<p>その他のお願い</p> <p>○ カラオケ設備の使用自粛</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛

(4) 事業者に対して

措置区域	措置区域以外
<p data-bbox="147 268 658 309">特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p data-bbox="147 331 1034 373">○ クラスターの発生が複数確認されている業界への取組要請</p> <ul data-bbox="197 389 2056 660" style="list-style-type: none">・ 業務遂行上や業務に関連して密になる場面や、多くの人が入りし接触するような場面で感染拡大が懸念される作業所や事務所、寮などに対し、感染防止対策の徹底を図ること・ サークル活動など集団活動を通じて学生や外国人コミュニティにおけるクラスターが発生していることに鑑み、それらの者を従業員やアルバイト等として雇用している業界においては、特に留意すること・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底 <p data-bbox="219 708 1621 746">※ 関係団体に対して、クラスター対策をはじめ従業員等への感染防止対策の徹底などを個別に要請</p>	

<p data-bbox="147 852 380 893">その他のお願い</p> <p data-bbox="147 916 506 954">○ 職場等における対策</p> <ul data-bbox="197 973 2056 1066" style="list-style-type: none">・ 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底すること <p data-bbox="219 1114 1966 1152">※ 経済団体に対し、テレワークの活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表するよう依頼</p> <ul data-bbox="197 1200 1218 1353" style="list-style-type: none">・ 県境を越える業務を行わせないこと・ 職場・寮における感染防止対策の徹底・ 従業員等への基本的な感染防止対策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ
--

(5) 催物（イベント等）の開催制限について

措置区域	措置区域以外
特措法第24条第9項に基づく要請（措置区域）	その他のお願い（措置区域以外）
<p>○ 催物（イベント等）の開催制限</p> <p>【人数上限】 5,000人</p> <p>【収容率】 大声での歓声・声援がないことを前提とするもの：収容定員の100% 大声での歓声・声援があることが想定されるもの：収容定員の50% → 人数上限、収容定員に収容率を乗じた人数のいずれか小さい方とする。 （ただし、チケット既存販売分（参加者への招待や案内済みのものを含む）には適用しない。）</p> <p>【営業時間】 午後9時まで ただし、措置区域内において、催物（イベント等）開催以外の場合の施設利用は午後8時まで</p> <p>【酒類の提供】 措置区域：午後7時まで、措置区域以外：午後8時まで ただし、業種別ガイドライン・基本4項目など、業態に応じた感染防止対策を遵守することを条件とする</p> <p>○ 感染防止対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底、入場整理を徹底すること 	

(6) 教育委員会に対して

措置区域	措置区域以外
特措法第24条第7項に基づく要請	
<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会に対し、県立学校における感染防止対策の徹底を要請 	

(7) 高齢者施設等に対して

措置区域	措置区域以外
特措法第24条第9項に基づく要請	
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者施設等に対し、県又は保健所設置市が策定した集中的検査実施計画に基づき、検査を受検することを要請 	

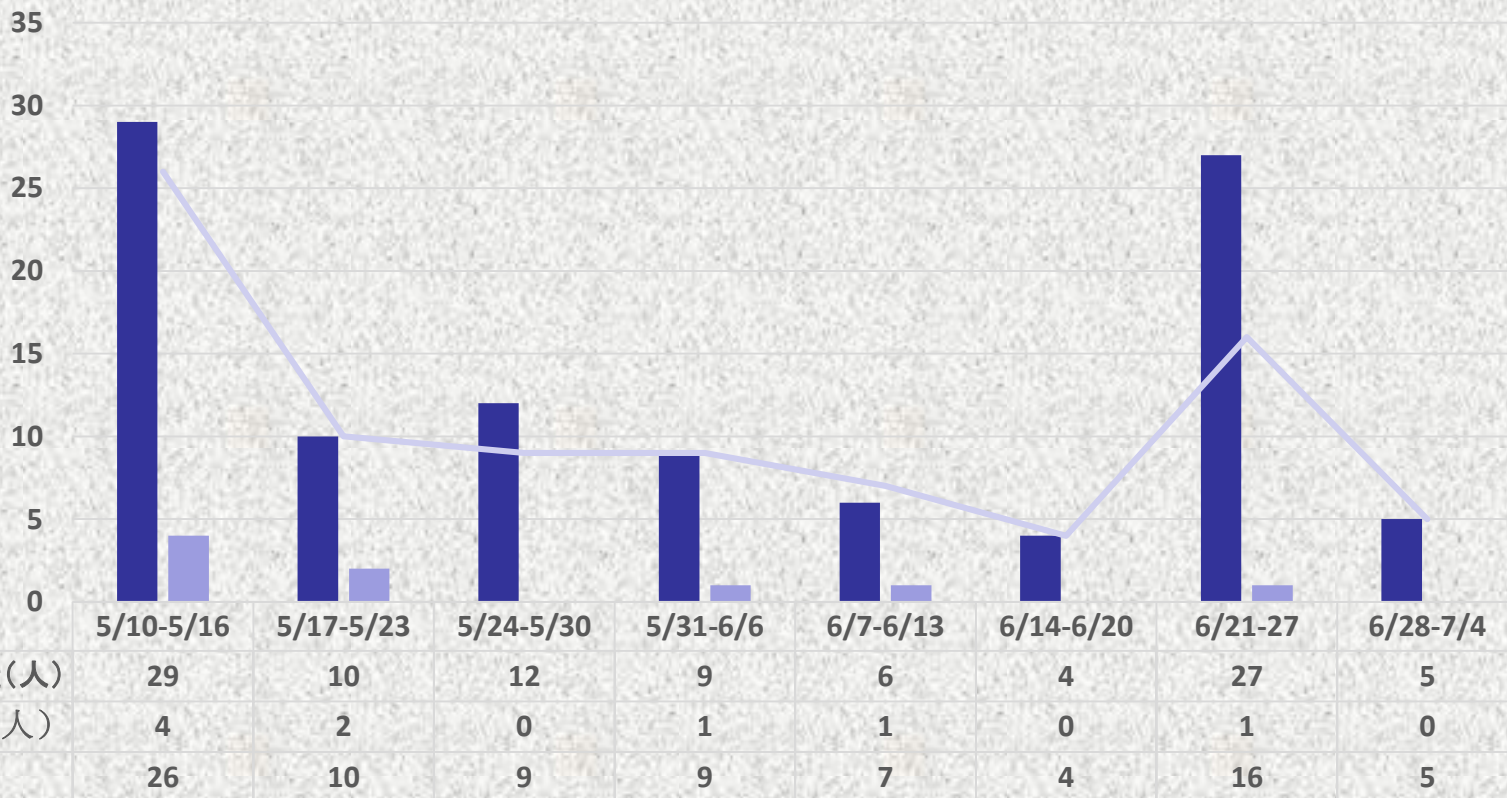
4 県主催イベント等及び県有施設の取扱い

措置区域	措置区域以外
<p>■ 県主催イベント・行事については、原則として、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。</p> <p>■ 屋内県有施設については、営業時間の短縮及び人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を遵守し、次に掲げる徹底した感染防止対策を講じ主催者に徹底させることを条件として開館する。</p> <p><感染防止対策></p> <p>◇ 以下の行為を伴う利用は禁止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設の使用 ・ 大声での発声など感染リスクの高まる行為（カラオケ、コーラス等） ・ 身体的な接触を伴う行為（競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く。） ・ その他、県が定める措置を逸脱する等の行為 <p>◇ 以下の感染防止対策を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染対策 ・ 諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底 ・ 三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染対策 ・ 接触確認アプリ（COCOA、埼玉県 LINE コロナお知らせシステム）の導入 ・ その他、シャワーの使用方法など個々の感染防止対策については、業種別ガイドラインの遵守の徹底や施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」に定め、厳守させること <p>■ 県営公園の夏季プールについては、次の感染防止対策を徹底した上で運営する。</p> <p><感染防止対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日の入場上限を収容人数の50%以下。入場時の行列を回避するため、入場時間を指定したチケットを事前販売 ・ ロッカーの間引きによる十分な間隔の確保、水着着用での来場呼びかけ、シャワーは屋外のみ使用（屋内は休止）など更衣室等での対策の徹底 ・ 家族単位の利用を推奨するほか、プール周りでテント等を設置する区画を指定し、テントごとの間隔を2m以上確保（テント内は同居家族単位又は2人以内） ・ 特定のプールでの人の集中などが生じないよう監視員が指導 	

県立高校における新型コロナウイルス感染状況

資料 17

令和3年度 陽性者人数・発生校数（週間）



7月12日以降の県立学校の対応

1. 学校における対応

① 基本的な感染予防対策の徹底

- 健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）
- 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- 感染防止対策を徹底した授業
- 食事中の会話禁止の徹底（会話は食事後にマスクを付けてから）
- 休み時間等の感染防止の徹底
- 直行直帰の徹底（寄り道をしない）

② 部活動

- 感染防止対策を徹底した上で『埼玉県の部活動に関する方針』に基づく活動
 - ・ 初発対応の強化による拡大防止の徹底
 - ・ 更衣・休憩場面・下校時等における感染防止の徹底
 - ・ 泊を伴う活動については、全国大会・コンクール等に出場する場合を除き、校外・校内ともに行わない（夏季休業期間終了まで）
 - ・ 熱中症事故防止に配慮した感染防止
 - ※ 適切なマスクの着脱等
 - ・ 感染症対策の専門家による学校訪問結果のフィードバック
 - ※ 水分補給時における感染予防の徹底

③ 修学旅行等の校外行事

- 修学旅行等は、目的地等の状況、生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、実施の可否を判断

④ 児童生徒の心のケア

- 教職員に対し、改めて適切な対応を指導
- 相談窓口の再周知

⑤ ワクチン接種に対する理解促進

2. 家庭における対応

⑥ 日常生活における感染対策（夏季休業期間中を含む）

- 規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は外出しない・させない）
- 手洗いの徹底と適切な換気、マスクの着用
- 不要不急の外出・会食等を避け、可能な限り速やかな帰宅

※ 県立学校の取組について市町村教育委員会に周知し、適切な対応を要請